

運賃等協議分科会規程の改定について（案）

1 改定の趣旨

令和5年10月に道路運送法が改正され、同法第9条第4項の規定により、地域公共交通会議とは別の会議である運賃等協議分科会（以下「分科会」という。）を開催し、運賃等について個別に協議することとなりました。

こうしたなか、令和7年6月に国土交通省から事務連絡が発出され、関係者の事務手続きの負担を軽減するなどの観点から、分科会の開催を要しない場合の目安となる考え方が示されたため、分科会の開催を要しない軽微な事案を規程に定め、分科会開催の効率化を図るものです。

また、使用語句の統一のために一部改訂を行います。

2 分科会の開催を要しない場合となる軽微な事案

国の事務連絡で示された軽微な事案に加え、過去に分科会で協議された内容に変更がなく、期限のみを延長する場合も軽微なものとして取り扱います。

国により示された事案	・ 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合 ・ 毎年イベント行事等に係る営業割引を実施する場合 ・ 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合 ・ 新たな決済手段を追加する場合
追加事案	・ 過去に協議を調えた乗車券の設定や営業割引において、実施期間を延長する場合でも、乗車券や割引の内容に変更がない場合

3 添付資料

- (1) 徳島市地域公共交通会議運賃等協議分科会規程（案）
- (2) 新旧対照表（案）
- (3) 「道路運送法第9条第4項に基づく協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方について」（令和7年6月30日付け事務連絡・国土交通省物流・自動車局旅客課長通知）（参考資料）

以 上

徳島市地域公共交通会議運賃等協議分科会規程（案）

（設置）

第1条 乗合旅客運送の運賃及び料金等に関する協議及び調整を行うため、徳島市地域公共交通会議設置要綱第8条の規定に基づき、徳島市地域公共交通会議運賃等協議分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 分科会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に定める事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、分科会が必要と認めるもの

（組織）

第3条 分科会は、道路運送法第9条第4項の規定に基づき、次に掲げる者又は組織を代表する者で組織し、会長及び委員をもって組織する。

- (1) 徳島市
- (2) 運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 住民代表者
- (4) 四国運輸局徳島運輸支局

2 会長及び委員は徳島市地域公共交通会議会長が、会議の開催ごとに指名する。

（会長の職務等）

第4条 会長は、分科会を代表し、分科会の会務を総理する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

（分科会の開催）

第5条 分科会は、会長が招集し会長が議長となる。

- 2 分科会の開催は協議する協議運賃ごととする。
- 3 分科会は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 4 分科会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 第3項の規定にかかわらず、会長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により分科会を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、オンラインによる協議を行うことができる。
- 6 第4項の規定にかかわらず、前項のオンラインによる分科会の議事は、委員の過半数が当該オンラインによる分科会に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 分科会は、原則として公開とする。ただし、会長が分科会を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認める協議については、非公開とすることができる。

(書面による協議)

第6条 前条第3項の規定にかかわらず、会長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により分科会を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による協議を行うことができる。

2 前条第4項の規定にかかわらず、前項の書面による協議における分科会の議事は、委員の過半数が当該書面による協議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 分科会の協議を要する事項で緊急を要するため、分科会を招集できないときは、委員に持回り回議して会長の決定を受け、分科会の協議に代えることができる。

(分科会の開催を要しない場合)

第7条 次の各号に掲げる事案については軽微な事案として取り扱うこととし、分科会の開催を要しないこととする。

- (1) 均一制運賃を適用する路線(系統)において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合(競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。)でも、運賃額に変更がない場合
- (2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- (3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- (4) 新たな決済手段を追加する場合
- (5) 過去に協議を調えた乗車券の設定や営業割引において、実施期間を延長する場合でも、乗車券や割引の内容に変更がない場合

(意見の聴取)

第8条 分科会において必要があるときは、会長は、委員以外の者から意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 分科会の庶務は、徳島市地域公共交通会議事務局において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年6月____日から施行する。

新 旧 対 照 表 (案)

新	旧
(分科会の開催) 第5条 <u>分科会</u>は、会長が招集し会長が議長となる。 2 <u>分科会</u>の開催は協議する協議運賃ごととする。 3 <u>分科会</u>は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。 4 <u>分科会</u>の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 5 第3項の規定にかかわらず、会長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により<u>分科会</u>を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、オンラインによる<u>協議</u>を行うことができる。 6 第4項の規定にかかわらず、前項のオンラインによる<u>分科会</u>の議事は、委員の過半数が当該オンラインによる<u>分科会</u>に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 7 <u>分科会</u>は、原則として公開とする。ただし、会長が<u>分科会</u>を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認める協議については、非公開とすることができる。	(会議) 第5条 <u>会議</u>は、会長が招集し会長が議長となる。 2 <u>会議</u>の開催は協議する協議運賃ごととする。 3 <u>会議</u>は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。 4 <u>会議</u>の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 5 第3項の規定にかかわらず、会長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により<u>会議</u>を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、オンラインによる<u>審議</u>を行うことができる。 6 第4項の規定にかかわらず、前項のオンラインによる<u>会議</u>の議事は、委員の過半数が当該オンラインによる<u>会議</u>に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 7 <u>会議</u>は、原則として公開とする。ただし、会長が<u>会議</u>を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認める協議については、非公開とすることができる。
(書面による協議) 第6条 前条第3項の規定にかかわらず、会長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により<u>分科会</u>を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による<u>協議</u>を行うことができる。 2 前条第4項の規定にかかわらず、前項の書面による<u>協議</u>における<u>分科会</u>の議事は、委員の過半数が当該書面による<u>協議</u>に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 3 分科会の<u>協議</u>を要する事項で緊急を要するため、<u>分科会</u>を招集できないときは、委員に持回り回議して会長の決定を受け、<u>分科会</u>の<u>協議</u>に代えることができる。	(書面による審議) 第6条 前条第3項の規定にかかわらず、会長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により<u>会議</u>を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による<u>審議</u>を行うことができる。 2 前条第4項の規定にかかわらず、前項の書面による<u>審議</u>における<u>会議</u>の議事は、委員の過半数が当該書面による<u>審議</u>に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 3 分科会の<u>審議</u>を要する事項で緊急を要するため、<u>会議</u>を招集できないときは、委員に持回り回議して会長の決定を受け、<u>会議</u>の<u>審議</u>に代えることができる。

新	旧
<u>(分科会の開催を要しない場合)</u> 第7条 次の各号に掲げる事案については軽微な事案として取り扱うこととし、分科会の開催を要しないこととする。 (1) 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合 (2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合 (3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合 (4) 新たな決済手段を追加する場合 (5) 過去に協議を調えた乗車券の設定や営業割引において、実施期間を延長する場合でも、乗車券や割引の内容に変更がない場合	<u>[加える]</u>
(意見の聴取) 第8条 分科会において必要があるときは、会長は、委員以外の者から意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。	(意見の聴取) 第7条 分科会において必要があるときは、会長は、委員以外の者から意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。
(庶務) 第9条 分科会の庶務は、徳島市地域公共交通会議事務局において処理する。	(庶務) 第8条 分科会の庶務は、徳島市地域公共交通会議事務局において処理する。
(その他) 第10条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。	(その他) 第9条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
附 則 この規程は、令和6年3月28日から施行する。 附 則 この規程は、令和8年6月 日から施行する。	附 則 この規程は、令和6年3月28日から施行する。 <u>[加える]</u>

事 務 連 絡
令和 7 年 6 月 30 日

各地方運輸局 自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局 運輸部長 殿

物流・自動車局 旅客課長

道路運送法第 9 条第 4 項に基づく協議会の
開催を要しない場合の目安となる考え方について

令和 5 年 1 0 月に道路運送法（以下「法」という。）が改正され、道路運送法第 9 条第 4 項の規定により、運賃等については地域公共交通会議（道路運送法施行規則第 4 条第 2 項）とは別の協議会（以下「運賃協議会」という。）を開催しなければならないこととしたところ。

今般、運賃協議会の開催にあたり、関係者の負担軽減を図り、生産性向上を図る観点から、その開催を要しない場合の目安となる考え方を下記のとおり定めたので、運賃協議会の関係者に周知を図る等により、運賃協議会の開催の合理化に努められたい。

記

1. 開催を要しない場合の目安となる考え方

運賃協議会においては、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議を行うものであるが、地域公共交通会議とは別の協議会であり、会議開催にあたっては関係者の事務手続きの負担が発生しているとの意見があることから、その負担を軽減し、生産性向上を図る観点も考慮する必要がある。

運賃協議会で付議される案件については、必ずしも全ての事案について開催されるべきものではなく、軽微な事案については、運賃協議会の開催は必ずしも要しないと考える。

なお、2. により軽微な事案の例を示すが、これらは運賃協議会にて協議の上判断されるべきものであり、あらかじめ設置要綱等に記載することが望ましい。

2. 軽微な事案の例

- ・ 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合。
- ・ 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- ・ 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- ・ 新たな決済手段を追加する場合

以上